命　　令　　書

申 立 人　　Ｘ１組合
執行委員長　　Ａ１

被申立人　　Ｙ１法人
理　事　長　　Ｂ１

上記当事者間の都労委令和５年不第63号事件について、当委員会は、令和８年３月17日第1885回公益委員会議及び５月12日第1888回公益委員会議において、会長公益委員團藤丈士、公益委員太田治夫、同水町勇一郎、同岩井伸晃、同大橋さやか、同笠木映里、同神吉知郁子、同富永晃一、同西村美香、同福島かなえ、同森円香、同渡邉敦子の合議により、次のとおり命令する。

主　　文

１　被申立人Ｙ１法人は、申立人Ｘ１組合が令和５年10月27日付けで申し入れた議題と同内容の、団体交渉ルールについてなど９項目を議題とする団体交渉を申し入れたときは、申立人がその言動や態度を反省し、今後改めることを担保する方法について提案することなどの団体交渉開催の条件を付すことなく、誠実に応じなければならない。

２　被申立人は、本命令書受領の日から１週間以内に、下記内容の文書を申立人に交付するとともに、55センチメートル×80センチメートル（新聞紙２頁大）の白紙に、楷書で明瞭に墨書して、被申立人が運営するＢ２大学構内の教職員の見やすい場所に、10日間掲示しなければならない。

記

年　月　日

Ｘ１組合

執行委員長　　Ａ１　殿

Ｙ１法人

理事長　Ｂ１

当法人が、令和５年10月27日付けで貴組合から申入れのあった団体交渉ルールについてなど９項目を議題とする団体交渉につき、貴組合に対して反省、謝罪及び誓約を求め、これに対する貴組合からの回答を確認してから団体交渉の再開に応ずるか否かを法人が回答するなどとして応じなかったこと、その後の同内容の貴組合からの申入れに対しても、同様に回答して団体交渉に応じなかったことは、東京都労働委員会において不当労働行為であると認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないよう留意します。

（注：年月日は文書を交付又は掲示した日を記載すること。）

３　被申立人は、前項を履行したときは、当委員会に速やかに文書で報告しなければならない。

４　その余の申立てを棄却する。

理　　由

第１　事案の概要と請求する救済の内容の要旨

１　事案の概要

令和元年５月、申立人Ｘ１組合（以下「組合」という。）は、被申立人Ｙ１法人（以下「法人」という。）に対し、組合の組合員（以下、単に「組合員」という。）である法人の教授に関する問題について初めて団体交渉を申し入れ、その後、組合と法人との間で団体交渉が継続して行われた。また、３年10月には、組合員である法人の教員らが申立外Ａ２支部（以下「Ａ２支部」という。）を結成した。

５年１月、組合は、法人に対し、法人の専任講師であるＡ３が新たに組合に加入したことを通知し、同人に対するパワーハラスメント問題などについて団体交渉を申し入れた。その後、上記の議題で３月７日、31日、８月30

日及び10月19日に組合と法人との間で団体交渉が行われた（以下、８月30日の団体交渉を「本件第３回団体交渉」、10月19日の団体交渉を「本件第４回団体交渉」という。）。

本件第４回団体交渉は２時間を予定していたが、開始から約37分経過した頃、組合が、組合書記長の発言を法人側出席者である代理人弁護士が「曲解」している旨を発言したことを受け、同弁護士が、もう団体交渉ができない旨を述べた上で、法人側の団体交渉出席者が交渉の場から全員退席した。

10月20日、法人は、組合に対し、前日の団体交渉での組合の態度に抗議し、組合が今後言動と態度を改めるのであれば、法人が団体交渉の再開に応ずる旨を記載した「厳重抗議書」を送付した。

10月20日、組合は、本件申立てを行った。

10月27日、組合は、法人に対して改めて文書で団体交渉を申し入れたが、11月２日、法人は、組合が言動や態度を改めることに関する回答をしていないため、その回答を確認した後に団体交渉に応ずるか否かについて法人から組合に回答する旨を文書で回答した。その後、６年３月７日まで、組合と法人との間で４回、上記と同旨の申入れと回答とが繰り返された。

２月28日、東京地方裁判所（以下「東京地裁」という。）は、組合から除名されたＺ１が組合を被告として提訴した総会決議不存在確認等請求事件（東京地裁令和２年（ワ）第〇〇号）の判決（以下「総会決議不存在確認地裁判決」という。）を言い渡した。総会決議不存在確認地裁判決は、平成27年９月19日から令和５年９月９日までの間に行われた、組合の執行委員長にＡ１（以下「Ａ１委員長」という。）を選任する決議を含む各大会における決議（以下、組合の大会における決議を「総会決議」という。）がいずれも不存在であることを確認するものであった。

６年３月７日、組合が、法人に対して前述の申入れと同旨を記載した文書で改めて団体交渉を申し入れたところ、３月25日、法人は文書で回答したが、この文書には、前述と同旨の法人の回答に加え、総会決議不存在確認地裁判決を前提として、組合が、Ａ１委員長を執行委員長として法人に団体交渉申入れをすることについて合理的な説明を求める旨の記載があった。これに対し、３月28日、組合は、法人に対する前述の申入れと同旨の記載に加

え、総会決議不存在確認地裁判決は控訴審に係属中であるため確定しておらず、総会決議不存在確認地裁判決を団体交渉拒否の理由とすることはできない旨を記載した文書により、改めて団体交渉を申し入れた。しかし、その後も法人が同旨の回答を繰り返し行い、組合が同旨の申入れを繰り返すことが続き、団体交渉は行われていない。

なお、11月13日、東京高等裁判所（以下「東京高裁」という。）は、総会決議不存在確認地裁判決に対し、組合が控訴した控訴審（東京高裁令和６年（ネ）第〇〇号。Ｚ１による附帯控訴東京高裁令和６年（ネ）第△△号が同時に審理された。）の判決（以下「総会決議不存在確認高裁判決」といい、総会決議不存在確認地裁判決と合わせて「総会決議不存在確認判決」という。）を言い渡し、組合の控訴を棄却した。その後、組合は、総会決議不存在確認高裁判決に対し、最高裁判所（以下「最高裁」という。）に上告及び上告受理申立てをした（最高裁令和７年（オ）第〇〇号及び令和７年（受）第〇〇号）ものの、７年７月２日、最高裁は、上告棄却及び上告受理申立ての不受理の決定（以下「最高裁決定」という。）をし、総会決議不存在確認判決が確定した。

その後、組合は、７年９月13日に定期大会（以下「７年９月13日定期大会」という。）を開催し、改めて組合執行委員長らの役員を選出するための投票を行った。

本件は、①本件第４回団体交渉において、法人側出席者が途中退席したことは、法人による正当な理由のない団体交渉拒否又は組合の運営に対する支配介入に該当するか否か（争点１）、②法人が、組合からの５年10月27日以降の各団体交渉申入れに対して応じていないことは、正当な理由のない団体交渉拒否又は組合の運営に対する支配介入に当たるか否か（争点２）が争われた事案である。

２　請求する救済の内容の要旨

⑴　団体交渉において、法人が組合の発言を曲解している旨組合が述べたことを理由に、団体交渉を拒否することなく、根拠資料や法的根拠を示すなどして誠実に応ずること。

⑵　団体交渉拒否によって、組合の存在を否認し組合運営を阻害しないこと。

⑶　陳謝文の掲示及び手交並びに新聞への謝罪広告の掲載

⑷　前項の履行報告

第２　認定した事実

１　当事者等

⑴　申立人組合は、肩書地に事務所を置き、主に中小企業の労働者が企業の枠を越えて個人で加入しているいわゆる合同労組であり、平成24年４月に結成された。本件申立時の組合員数は約300名である。また、組合の傘下には、法人の教員らが組織するＡ２支部がある。

組合の執行委員長として本件申立てを行い、本件審査手続を行ったＡ１委員長は、27年９月19日に開催された組合の第４回定期大会（第５回大会）において執行委員長に選任され、その後、７年９月13日定期大会が開催されるまで、再任を繰り返していた。

なお、後記９のとおり、令和６年２月28日、平成27年９月19日から令和５年９月９日までの間の、組合の執行委員長ら役員を選任する計10回の総会決議が不存在であると確認する総会決議不存在確認地裁判決が言い渡され、６年11月13日の総会決議不存在確認高裁判決を経て、７年７月２日、総会決議不存在確認判決が確定した。

⑵　被申立人法人は、肩書地に本部を置く学校法人であり、肩書地及び東京都八王子市にＢ２大学のキャンパスを設置、運営しており、本件申立時の教員数は非常勤を含めて585名である。

２　従前の労使関係

⑴　団体交渉申入れ

平成28年12月に法人から雇止めを告げられた教授が、その後に組合に加入したことを受け、令和元年５月、組合は、法人に対してこの教授の雇用継続などを求めて団体交渉を申し入れた。以降、組合と法人との間では、４年12月までの間に、団体交渉が12回又は13回行われた。

なお、組合は、法人に対し、Ａ１委員長を執行委員長として団体交渉を申し入れていた。

⑵　Ａ２支部の結成

３年10月、組合員である法人の教員らがＡ２支部を結成した。Ａ２支

部結成以降、組合と法人との団体交渉には、Ａ２支部の役員も出席するようになった。

３　Ａ３に対するハラスメント問題

⑴　Ａ３の所属

Ａ３は、平成30年から３年間の有期労働契約を経た後、期間の定めのない労働契約で法人に雇用され、Ｂ２大学○○学部○○学科○○コース（以下「○○コース」という。）に所属する専任講師として業務に従事していた。

Ａ３は、令和５年９月から産前産後休業（以下「産休」という。）及び育児休業（以下「育休」という。）を取得し、その後、６年３月１日から職場復帰した。

なお、産休及び育休の前後で、Ａ３の労働条件に変更はない。

⑵　Ａ３の組合加入通知と団体交渉申入れ

５年１月11日、組合は、法人に対し「労働組合加入通告兼団体交渉申入書（2023年春闘要求書）」と題する書面により、Ａ３が組合に加入した旨を通知するとともに、○○コース所属のＺ２准教授によるＡ３を含む教員や学生に対するパワーハラスメントについて調査し、謝罪や再発防止策を講ずることなど、10項目の要求を挙げて団体交渉を申し入れた。

なお、上記議題に係る団体交渉が３月７日（１回目）及び同月31日（２回目）に行われたが、そこでのＡ３に関する議題のやり取りは、本件では明らかにされていない。

⑶　法人のハラスメント対応等

法人は、「Ｙ１法人ハラスメント防止規程」により、ハラスメント防止措置やハラスメントが発生した際の対応を定めており、ハラスメントに係る紛争の調停等を行うため、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）が置かれ、また、防止委員会の要請により、ハラスメントの事実関係を調査するため、原則として事案ごとに調査委員会が設置される。

⑷　防止委員会への報告

２月13日、Ａ３は、防止委員会に対し、４年５月から11月にかけて、○○コース所属のＺ２准教授及びＺ３教授から、ハラスメントに該当する

言動を受けた旨の報告を行った。

4　教員補充に関して念書を求める発言

⑴　会議での発言

５年７月、○○コース所属の教員ら５名は、○○コースの教員を新たに２名採用する件（以下「教員補充」という。）について会議を行い、その際、採用する２名のうち１名はＺ４に決まっているが、「あと１名」の採用に関し、Ｚ２准教授やＺ３教授から、Ａ３らに対して念書を書くように提案する旨の発言があった。（以下、この提案及び発言内容を「念書問題」という。）

なお、上記会議が行われ、念書問題があったことについては、本件において両当事者間に争いはないものの、その日付につき、組合側は７月３日より前、法人側は７月26日と主張している。

⑵　念書問題に係る認識

念書問題については、Ａ３とＺ３教授らとで認識が異なっている。Ａ３は、「教員１名はＡ３のために採用したから、『あと１名』はＺ２准教授とＺ３教授が決める、そして、Ａ３がそのことに口出しをしないことを確約すること」を求められたと主張し、Ｚ３教授らは、「教員の採用に関して５名の教員で決めたことについてＡ３が異論を唱えたが、一旦決めたことに口出しをせず、これ以上異論を唱えないという趣旨で、念書を書き合おうかという提案」であると主張している。

5　８月30日の団体交渉（本件第３回団体交渉）

⑴　団体交渉申入れ

７月３日、組合は、「団体交渉申入書」を法人に送付し、インフレ手当の増額、Ｚ２准教授によるＡ３らに対するパワーハラスメント問題への対応など６点の要求事項に係る団体交渉を申し入れた。

⑵　８月30日の団体交渉（本件第３回団体交渉）

８月30日、上記⑴の要求事項を議題とする本件第３回団体交渉が行われた。出席者は、組合側が、Ａ４書記長（以下「Ａ４書記長」という。）、Ａ２支部の支部長及びＡ３外１名で、法人側が、法人の事務局長、Ｂ３人事部長（以下「Ｂ３人事部長」という。）及び代理人のＢ４弁護士（以下

「Ｂ４弁護士」という。）外１名であった。

本件第３回団体交渉では、Ａ３に関することで、要旨以下ア及びイのやり取りがあった。

ア　Ａ３に対するハラスメント問題

Ｂ３人事部長は、Ａ３が防止委員会に報告した件（前記３⑷）は調査委員会からの報告書が防止委員会に提出されたので、審議を経た後、９月に結果を伝えることができると思うと述べた。

イ　Ａ３の業務負担軽減及び教員補充対応問題

○○コースにおいて、Ａ３の業務に負担がかかっていること、○○コースの教員の欠員２名のうち「あと１名」の補充が決まっていないことについて協議し、法人は、学科に専任教員の補充を依頼したが、法人側でも対応を検討すると述べた。

⑶　防止委員会からの通知

防止委員会は、Ａ３に対し、９月20日付けの「審議結果のご通知」と題する書面を交付した。この書面には、審議の結果、Ｚ２准教授の４年５月11日の言動は、パワーハラスメントに該当し得るが、その他のＺ２准教授及びＺ３教授による言動は、いずれもハラスメントに該当するものではない旨の記載がある。

６　５年10月19日の団体交渉（本件第４回団体交渉）

⑴　協議事項の通知

10月２日、法人は、同日付けの「ご連絡書」と題する書面を組合に送付し、次回の団体交渉での具体的な交渉事項を事前に書面にて明らかにするよう求めた。

10月13日、組合は、次回の団体交渉の協議事項は「Ａ３のハラスメント被害について」及び「インフレ手当について」であると記載した、同日付けの「団体交渉の協議事項について」と題する書面を法人に送付した。

⑵　10月19日の団体交渉（本件第４回団体交渉）

10月19日、本件第４回団体交渉が行われた。出席者は、組合側が、Ａ１委員長、Ａ４書記長、Ａ２支部の支部長及びＡ３（Ａ３はリモート会議によるオンラインでの出席であった。）で、法人側は、本件第３回団体交

渉と同じであった。

本件第４回団体交渉では、要旨以下ア及びイのやり取りがあった。

ア　念書問題について

㈠　法人のヒアリング結果の説明

念書問題について、Ｂ４弁護士は、法人がＺ３教授外１名の教員からヒアリングを行ったとして、教員の採用に関して一旦学科として決めたことに対し、Ａ３が異論を唱えていた状態で、これは決めたことだから、皆で従いましょうという流れで、皆で念書を書き合おうという話になった、Ａ３にだけ念書を書いてくれということではなく、全５名の教員が、これ以上は異論を唱えないという趣旨で、皆で念書を書き合おうという話だったが、実際には誰も念書を書いていないと説明した。

これに対し、Ａ３は、皆で話し合って、まだ決定していないときに自分の意見を言ったのであり、決まったことをひっくり返すような発言はしていないと述べ、Ｚ３教授とＺ２准教授との間で、２名の補充枠があるなら、１名はＡ３のサポート役、「あと１名」はＺ３教授とＺ２准教授とが好きに決めていいという話合いがあったようだと述べた。Ａ１委員長は、Ｚ３教授とＺ２准教授とが自分達で決めたいから、それに口を出させないために念書を書かせるというのはおかしいと指摘した。

Ｂ４弁護士は、それは違う、１名はＡ３の属する領域の人に決まったので、「あと１名」は違う領域の方を選ぼうということで、５名のうち４名は合意したが、Ａ３がいつまでも納得せず、話が進まなかったと述べ、Ａ１委員長が、それだと全体の合意にはなっていないのではないかと指摘すると、Ｂ４弁護士は、Ａ３だけが反対しているから全員の合意ができなかった、他の４名が「これでいい」と言ってることを、Ａ３だけが延々と「だめ」と言っていたと述べた。Ａ１委員長は、「延々と」ではないと主張し、「延々」とはどれだけの期間なのかと追及した。

㈡　「二次被害」等をめぐるやり取り

Ａ３は、上記㋐のやり取りでのＢ４弁護士の話は、誇張されていて、「二次被害的な表現」であり、聞いていてちょっとつらいと述べた。これに対してＢ４弁護士が発言しようとすると、Ａ１委員長は、「ちょっと黙っててください。今（Ａ３が）しゃべってます。」と言い、Ａ４書記長は、「Ｂ４さん、オンラインの人が話してるんだから。聞こえなくなるから。」、「（Ａ３は妊娠中で）体調も良くないんだから、あなた考えなさい。」などと述べた。Ｂ４弁護士は、「体調良くないんなら、団交しなきゃいいじゃない。」、「それ（妊娠中で体調が良くないこと）を武器にしないでください。」、「とんでもない話ですよ。」、「だったら、団交できないでしょう。」などと述べた。これに対し、Ａ１委員長及びＡ４書記長は、「黙れ。一回黙れ。」、「いい加減にしろ。」、「うるさい黙れ。」、「黙りなさい。」と繰り返し述べ、Ｂ４弁護士が、「『黙れ』なんて言われる筋合いはない。」、「黙りません。」などと言い返すやり取りが続いた。これらのやり取りは、双方がほぼ同時に言い合う状況であった。

Ａ３は、「一度落ち着きましょう。」と述べ、Ｚ３教授らとＡ３との言い分にそごがあるのはもちろんだが、「いつどこで何が決まって、そこから私がどのくらい話を引き延ばしたかっていう具体的な数字とか日付がない中で、いつまでも私がぐだぐだと話を延ばしたとか、いつまでも納得しないとか、私のちょっと『キャラ付け』をするような発言はやめていただきたい。」と述べ、Ａ１委員長は、「まさに今、Ａ３さんがおっしゃったようなことを根拠として述べることなしに、決めつけるべきではないということ、前提が違ってます。」と述べた。

これに対し、Ｂ４弁護士は、前提がずれているのは、お互いに立場が違えば、見えるものが違うからで、組合の主張する前提と法人の主張する前提とは違う、組合が、法人の主張する前提を認めず、組合の主張する前提を認めて話をしろと言うからおかしくなる、先ほど、「二次被害」という言葉が出たが、団体交渉では互いに激しい言葉を使う、それが嫌ならこの件は議論できない、出産直前であるＡ３の具合が悪いのは分かるが、そうであれば自分で体調を管理すべきであり、

団体交渉に出席して法人を攻撃はするけれども、自分達が言われたら、体調が悪いとか、「二次被害」だというのでは、団体交渉が成り立たないなどと述べた。

Ａ１委員長は、Ａ３が「二次被害に遭う」と述べることと、組合が、法人の不当な発言や不誠実な対応に抗議するとき、強い口調となることとを同視すべきではない、妊婦に対して一定の配慮をしながら、団体交渉をすることはできる、それを全てＡ３の自己責任であるかのように言うべきではないなどと述べ、Ｂ４弁護士に対し、「あなたは代理人として今不適切な発言をしました。」、「強く抗議します。」と述べた。

Ａ３は、「しっかりとしたリサーチとファクトがない状態」から、「思い込みと偏りと雰囲気づくりのために、私を悪者にしているように聞こえ」たので、「二次被害になり得る」と述べた、「体調が悪いのと、こうやって感情が動くのは」関係がない、「自己責任とか自己管理とかじゃなくて、妊娠の臨月っていうのは、そういうもの」であり、「自己管理もベストでやってこの状態」なので、それで、退場してくださいと言うのは、「ある種の脅しになりますよ。」と述べた。

これに対し、Ｂ４弁護士は、話がずれていると述べ、Ａ１委員長は、「ずれてません。」、「話を戻さないでください。」などと述べた。

㈣　根拠の提示に係る要求

Ａ１委員長は、Ａ３に人格的に問題があるかのように決めつけて、Ｚ３教授らの行為に問題がないというふうに開き直るべきではない、いつ、どこで、何日引き延ばしたのか、全体が合意しているのに、Ａ３だけが不合理に引き延ばしたというのであれば、その根拠を示してほしい、と要求し、Ｂ４弁護士は、「それは追って調査して回答します。」と答えた。

Ａ４書記長は、「ハラッサー（注：ハラスメントの行為者のこと。）の発言に依拠して、ただ聞き取っただけだと思うんですよ。」、「根拠もなくハラッサーの発言に依拠して発言するべきではない。」と述べ、また、法人はヒアリングを行ってＺ３教授やＺ２准教授の発言を

確認したということだが、その発言内容が事実であるかどうかの根拠はないと主張した。Ｂ３人事部長が、複数者から聞き取ったと答えたところ、Ａ１委員長は、いつ、何回会議があって、どういう内容で合意したのか、合意が進んでいるのに１名だけが突然反対したのか、それともずっと反対をしていたのかなど、事実を確認しながら聞いたのか、それとも流れとして主張を聞いたのかと尋ね、Ｂ３人事部長は、流れとして主張を聞いたと答えた。これに対し、Ａ１委員長は、事実確認をしっかりしてほしい、それをせずに言うべきではない、もっと中立的に聞いてほしいと述べた。Ｂ４弁護士は、法人は、何月何日に何時間、この議題の打合せを行ったのかということについては、確認をしないと分からないが、これまでの経緯の中で、教員が何回も打合せをしてきて、ずっと決まっていなかったことは分かっていて、それを前提に話している、何月何日の打合せの時かとの質問に対しては、調査して回答すると述べた。

イ　教員補充について

⑺　組合の教員補充に係る要求

Ａ４書記長が、そもそも教員補充は、Ａ３の負担を減らすため、安全配慮義務を果たすために行うものだった旨を述べると、Ｂ４弁護士及びＢ３人事部長は、前提が違う、補充者２名ともＡ３のための補充という言い方はしていないと述べた。Ａ３は、自分も、２名とも自分のために補充するという考え方はしていない、法人における人事は、誰か特定の者が特定の人を招待していいとはなっていないはずである、２名の枠があったときに、その学科のため、学生のため、一番適した者を採用することが一番大事なことであると述べた。これを受け、Ｂ４弁護士が、「Ａ３先生ご自身だって、２名とも自分の補充若しくは自分のための採用だと思っていないって言っているのに。」、「Ａ４さんがね、安全配慮義務のために」などと述べると、Ａ１委員長は、組合も、２名ともＡ３のための採用とは言っていない、話をすり替えないでほしいと述べ、Ａ４書記長は、最後まで言わせてほしい、法人は反論する前に私の言うことを最後まで聞くべきだなどと述べ、意見

を述べようとするＢ４弁護士と、Ａ４書記長の説明を最後まで聞くよう求める組合とのやり取りがしばらく続き、双方がほぼ同時に言い合う状況であった。

その後、Ｂ４弁護士は発言をやめ、Ａ１委員長は、Ａ４書記長に最後まで説明するよう促した。Ａ４書記長は、以前の団体交渉で、ホワイトボードも使いながら、どうすればＡ３への安全配慮が図れるのかを説明して議論を行い、速やかな教員補充が必要であると確認された、組合としては、Ａ３への安全配慮のための教員補充を求めて交渉している、「あと１名」が、Ａ３の担当領域と全く無関係な者であると目的は達成しない、Ａ３の担当と全く被らない２名が恣意的に採用されるのであれば、趣旨が違うので、それでいいのかと問うている、Ａ３へのサポートをするためだけに教員を雇えと言っているのではなく、同人の安全配慮に期するような形で、「あと１名」を補充しなければならないと述べた。

㈠　「曲解」を巡るやり取り

Ｂ４弁護士が、Ａ４書記長の話が終わったことを確認し、発言しようとしたところ、Ａ１委員長は、「あなたが、先ほど発言したのは曲解なので、曲解に基づいて話の続きをするのは、もうやめてください。ただの、曲解です。」と述べ、Ａ４書記長が、「そうですよ。そうすると、あなたの反論は成り立たない。」と述べた。Ｂ４弁護士は、「曲解ではありません。」、「後で、録音して聞き直して。」などと述べて発言を続けようとしたが、Ａ１委員長は、「いえ、曲解です。曲解です。」、「曲解であることは、今説明したとおりです。」、「曲解を続けるのはやめてください。時間の無駄なので。」などと述べ、Ｂ４弁護士が、「人の話を曲解だと決めつけるのはやめてください。」と述べたが、Ａ１委員長は、「曲解ですから、やめてください。」と返した。Ｂ４弁護士が、「私が話してるんだから、黙ってくださいよ。」と述べたところ、Ａ４書記長が、「うるさい。」と述べ、Ｂ４弁護士は、「ちょっと、これ、もう、団交やっても意味がないですね。これだったら。」と述べた。その後も、Ｂ４弁護士が、「我々

の発言を全部、曲解と決めつけて。」、「話をしないんだったら団交はできない」などと述べたのに対し、Ａ１委員長が、「全部とは言っていません。Ｂ４さん自身が曲解をしたので、曲解について曲解であると指摘しただけです。」と述べるなど、「曲解」を巡って、双方がほぼ同時に言い合う状況が続いた。

㈢　法人側出席者の退席

Ｂ４弁護士は、「ちょっと、これ、もうだめですよ。団交しても意味がない。帰りましょう。」、「人の話を全部、曲解と決めつけて話をしないんだったら、団交なんてできません。厳重に抗議します。」、「曲解をしたと決めつけないで、まともに団交するんであれば議論には応じます。もう帰りましょう。」などと述べた。

これに対し、Ａ１委員長は、「だめではありません。あなた自身が代理人として不適切なだけです。」、「不当労働行為ですよ。団体交渉を拒否したら不当労働行為です。団体交渉を続けなさい。」などと述べ、また、Ｂ３人事部長に対し、「Ｂ３さん、今日のＢ４弁護士の対応によって、大学側は不当労働行為を行うことになりますが、このまま不当労働行為を続けさせていいのですか。」、「Ｂ３さん、Ｂ３さん、この弁護士に付き合うべきではない。」、「Ｂ３さん、この人について行ったら違法行為ですよ。」などと述べたが、Ｂ４弁護士は、「帰りましょう。じゃあ、我々は失礼します。」と述べて、法人側出席者は、全員退席した。これは、本件第４回団体交渉の開始から約37分が経過した頃のことであった。

７　本件第４回団体交渉後の経過

⑴　法人による組合への抗議

10月20日、法人は、同日付けの「厳重抗議書」を組合に送付した。この書面には、要旨以下アからウまでの記載があった。

ア　10月19日の本件第４回団体交渉において、組合のＡ１委員長及びＡ４書記長は、法人の認職に基づく主張を一方的に否定し、不適切であると決めつけたほか、法人側出席者が発言する際に「黙れ。」、「うるさい。」などと連続して言い、法人側出席者の発言を一方的かつ不当に制

止ないし制限した。

これに対し、法人側出席者は、労使双方が認識の違いのあることを前提にして議論すべきであること、相手方の主張を一方的に否定して自身の主張のみに固執するのでは議論が成り立たないことなどを指摘したが、その後も、組合の態度は変わらなかった。

団体交渉中のＡ４書記長の発言が誤りであったことをＡ３が認めたため、法人側出席者がそのことを指摘しようとしたところ、Ａ１委員長及びＡ４書記長は、一方的に怒鳴り続けて法人側出席者の発言を著しく妨害し、法人側の主張を一方的に「曲解」であると決めつけ、法人側出席者が説明しようとしても、「あなたの話は曲解なので、曲解に基づいて話を続けないでください。」などと言い続け、法人側出席者が、それでは団体交渉が成立しないのではないかと指摘しても、組合は発言をやめなかった。このようなことでは、団体交渉における議論が成立しないことは明らかである。

団体交渉での発言はお互いに節度を持って行うべきであり、使用者側が誠実交渉義務を負っているとしても、組合側がどのような言動をしてもよいということではない。

組合は、従前から上記のような態度をとっており、法人は、これまでも、抗議をして是正を求めてきたが、本件第４回団体交渉における組合の態度は一線を越えており、団体交渉における議論自体を否定するものと評価せざるを得ない。

イ　法人は、組合に対し、上記のような言動や態度について厳重に抗議するとともに、文書による謝罪及び誓約を求める。

ウ　なお、法人は、組合との団体交渉自体を否定するものではなく、組合が上記のような言動や態度を反省し、今後はそれを改めるのであれば、団体交渉の再開に応ずる用意がある。

⑵　組合による改めての団体交渉申入れ（１回目から５回目まで）

ア　団体交渉申入れ（１回目）

⑺　10月27日、組合は、同日付けの申入書（１回目）を法人に送付した。この書面には、要旨以下ａからｄまでの記載があった。

a　本件第４回団体交渉での法人の対応は団体交渉拒否の不当労働行為である。

b　法人は、10月20日付けの「厳重抗議書」で、組合に対して文書での謝罪及び誓約を求め、組合が反省し、今後言動や態度を改めるのであれば団体交渉の再開に応ずる用意があると主張している。しかし、組合が、10月20日付けの書面で、組合が文書での謝罪をしなければ、法人は団体交渉を拒否するのかについて回答を求めたのに対し、法人は、10月23日付けの書面で、「10月20日付厳重抗議書に記載した通り」と述べるだけで、組合の質問に回答しなかった。

c　「１、団体交渉ルールについて。特に団体交渉の途中で同意なく団体交渉を拒否して退席しないことについて。」、「２、労働者代表選出方法の不備を正すこと。昨年の労働者代表選出については、オンラインと紙の二重投稿をふせぐ方法がなかった。これについて、どのような改善をしたのか回答すること。」、「３、Ａ３のハラスメントに関する安全配慮義務について、継続協議事項について回答、協議すること。」、「４、インフレ手当を増額し継続的に支給すること。金額及び支給方法について、貴法人の回答の根拠を示し、詳細を説明すること。」、「５、組合員の賃金を５％増額すること。」、「６、2024年４月１日以降、Ａ２支部の支部長の無期転換を認めること。」、「７、非常勤講師の年次有給休暇を非常勤講師就業規則に明記し、周知させること。」、「８、Ｚ５ら研究系嘱託職員も科研費応募のため特別研究員制度が利用できるようにすること。」、「９、その他上記に附帯すること。」を要求事項とする団体交渉を改めて申し入れる。

d　団体交渉の応諾については、11月３日正午までに、文書で回答するよう求める。

㈠　11月２日、法人は、上記㈠の申入れに対する回答として、同日付けの「回答書」を組合に送付した。この書面には、要旨以下ａからｆまでの記載があった。

a　本件第４回団体交渉に関しては、10月20日付けの「厳重抗議書」

に記載のとおりである。同抗議書で指摘したように、組合が、一方的に自分達の発言を続けることにより法人側出席者の発言を妨害し、また、法人側の発言を一方的に「曲解」と決めつけて話を聞こうともしないのであれば、団体交渉における議論が成立しないことは明らかであって、それに抗議して法人側出席者が退席したことは、Ａ１委員長らの言動への対応として正当であり、不当労働行為に該当しないことは明らかである。

b　そもそも、法人は、組合との団体交渉を拒んでいない。ただ、団体交渉の再開に先立ち、組合に対し、反省、文書での謝罪及び誓約を求めているにすぎない。

なお、法人は、実質的にみて組合が反省し、今後、言動や態度を改めることを何らかの方法で担保するのであれば、必ずしも文書での謝罪及び誓約のみに拘泥しない。この点に関し、組合から何らかの提案があれば、検討する用意がある。

c　本件第４回団体交渉におけるＡ１委員長らの言動を反省し、今後改めることを何らかの方法で担保することにつき、組合は対応する用意があるのか、それとも何ら問題はなく、対応するつもりはないと主張するのか、明らかにするように求める。

d　実際に組合との団体交渉の再開に応ずるか否かは、上記の点に関する組合からの回答を確認した上で法人から回答するが、その点を措いて、要求事項について暫定的に回答する。

e　団体交渉ルールの設定に関する交渉に応ずる用意はある。特に、一方的に自分達の発言を言い続けることにより相手方出席者の発言を妨害しないこと及び相手方の発言を一方的に「曲解」と決めつけて話を聞こうともしない言動を行わないことを求める。

f　「Ａ３のハラスメントに関する安全配慮義務」及び「継続協議事項」とは具体的に何を意味するのかを明らかにするように求める。その際、従前から組合及びＡ３が「ハラスメント」であると主張していた事実に関しては、９月20日付けで、防止委員会が一定の結論を出し、審議結果をＡ３に通知しているので、そのことを前提と

するように求める。

イ　団体交渉申入れ（２回目）

㈠　12月28日、組合は、同日付けの申入書（２回目）を法人に送付した。この書面には、要旨以下ａからｆまでの記載があった。

ａ　本件第４回団体交渉は２時間の予定であったところ、法人は、開始から30分ほどで一方的に退席し、正当な理由なく団体交渉を拒否した。改めて抗議する。

ｂ　本件第４回団体交渉の録音記録を聞き直し、事実関係を正しく認識するよう改めて求める。

ｃ　Ａ１委員長は、Ｂ４弁護士が、Ａ４書記長の発言を曲解しているので曲解であると指摘したのであり、このこと自体は何ら問題ない。この指摘以前から、Ｂ４弁護士は、激高しつつ発言しており、また、指摘後でも、同弁護士は発言を続けることができたはずである。曲解との指摘を口実に法人が団体交渉を拒否したことは不当労働行為である。

ｄ　法人の11月２日付けの回答書には、団体交渉の再開に応ずるか否かは、組合の回答を確認した上で法人から回答するとあるが、法人には団体交渉応諾義務があり、組合の回答を団体交渉拒否の理由にすることはできない。

ｅ　改めて団体交渉を申し入れる。要求事項は、10月27日付けの申入書（１回目）に記載したものと同じ９項目とする。

ｆ　団体交渉の応諾については、６年１月９日正午までに、文書で回答するよう求める。

㈡　１月11日、法人は、５年12月28日付けの申入書に対する回答として、６年１月11日付けの「回答書」を組合に送付した。この書面は、５年11月２日付けの「回答書」とほぼ同内容であった。

ウ　団体交渉申入れ（３回目）

㈠　６年１月22日、組合は、同日付けの申入書（３回目）を法人に送付した。この書面には、５年12月28日付けの申入書に対する法人からの団体交渉の候補日時の回答がなかったため、改めて申入れを行う

として、同申入書と同内容の記載があり、団体交渉の応諾の回答期限が６年１月29日正午までとされていた。

㈠　１月29日、法人は、同月22日付けの申入書に対する回答として、同月29日付けの「回答書」を組合に送付した。この書面には、組合の主張や要求は、以前の申入れの単なる繰り返しである、法人の見解及び回答は、以前の「回答書」記載のとおりである旨の記載があった。

エ　団体交渉申入れ（４回目）

㈠　２月20日、組合は、同日付けの申入書（４回目）を法人に送付した。この書面には、１月22日付けの申入書に対する法人からの団体交渉の候補日時の回答がなかったために改めて申入れを行うとして、同申入書と同内容の記載があり、団体交渉の応諾の回答期限が２月27日正午までとされていた。

㈠　２月28日、法人は、同月20日付けの申入書に対する回答として、同月28日付けの「回答書」を組合に送付した。この書面には、組合の主張や要求は、以前の申入れの単なる繰り返しである、法人の見解及び回答は、以前の「回答書」記載のとおりである旨の記載があった。

オ　団体交渉申入れ（５回目）

㈠　２月29日、組合は、同日付けの申入書（５回目）を法人に送付した。この書面には、２月20日付けの申入書に対する法人からの団体交渉の候補日時の回答がなかったために改めて申入れを行うとして、同申入書と同内容の記載があり、団体交渉の応諾の回答期限が３月７日正午までとされていた。

㈠　３月７日、法人は、２月29日付けの申入書に対する回答として、３月７日付けの「回答書」を組合に送付した。この書面には、組合の主張や要求は、以前の申入れの単なる繰り返しである、法人の見解及び回答は、以前の「回答書」記載のとおりである旨の記載があった。

⑶　組合による改めての団体交渉申入れ（６回目以降）

ア　団体交渉申入れ（６回目）

㈠　３月７日、組合は、同日付けの申入書（６回目）を法人に送付した。この書面には、２月29日付けの申入書に対する法人の団体交渉の候

補日時の回答がなかったために改めて「建設的、冷静に団体交渉を行うことを前提に」申入れを行うとして、上記申入書と同内容の記載があり、団体交渉の応諾の回答期限が３月14日正午までとされていた。

⑷　３月25日、法人は、同月７日付けの申入書に対する回答として、同月25日付けの「回答書」を組合に送付した。この書面には、３月７日付けの「回答書」と同内容の記載のほか、要旨以下ａ及びｂの記載が加えられていた。

ａ　組合は、申入書に「建設的、冷静に団体交渉を行うことを前提に」と記載しているが、抽象的であり、組合とのこれまでの交渉経緯を踏まえると、具体的な内容が分からない。そこで、本件第４回団体交渉におけるＡ１委員長らの行為を前提に、「建設的、冷静に」とは、具体的には組合が何をどうするという意味であるのか、また、組合が「建設的、冷静に」団体交渉を行うことをどのように確保し担保するのか、「建設的、冷静に」行われなかった場合に何がどうなるのか、その他関連して組合が必要と考える事項について、文書で説明をするように求める。

ｂ　法人代理人弁護士は、３月７日以降に、総会決議不存在確認地裁判決（後記９⑴）の判決書を見た。この事件において東京地裁は、平成27年から令和５年までの組合の総会決議を、いずれも不存在であると判断し、その決議には、Ａ１委員長及びＡ４書記長をそれぞれ選任するものが含まれている。法人は、上記判決は、組合がＡ１委員長を執行委員長として法人に団体交渉申入れをすることの是非等に重大な疑義を生ぜしめるものであると考える。法人は、組合に対し、上記判決を前提として、組合がＡ１委員長を執行委員長として法人に団体交渉申入れをすることにつき、文書で合理的な説明をするように求める。

イ　団体交渉申入れ（７回目）

⑺　６年３月28日、組合は、同日付けの申入書（７回目）を法人に送付した。この書面には、３月７日付けの申入書と同内容の記載のほか、法人は「建設的に、冷静に」とは何かと質問を重ねるばかりで、結局、

具体的な団体交渉の候補日について回答していない、Ａ１委員長が組合の執行委員長として団体交渉の申入れをすることについて文書で合理的な説明するよう求めているが、総会決議不存在確認地裁判決は、控訴審に係属中で確定しておらず、同判決をもって団体交渉拒否の理由とすることはできない、との記載があった。

㈠　４月５日、法人は、３月28日付けの申入書に対する回答として、４月５日付けの「回答書」を組合に送付した。この書面には、３月25日付けの「回答書」と同内容の記載のほか、要旨以下ａ及びｂの記載が加えられていた。

ａ　本件第４回団体交渉で、組合は、一方的に自分達の発言を言い続けることにより法人側出席者の発言を妨害し、また、法人側の発言を一方的に「曲解」と決めつけて話を聞こうともしない言動により、団体交渉における議論が成立しない状態を作った、組合が、抽象的に「建設的、冷静に」などと述べるだけでは、上記のような状態が是正されるか否かは全く不明である、組合の主張は、これまでの経緯を全くなかったことにして、無条件で団体交渉に応じろというものに等しく、法人として、到底納得できるものではない、組合が、今後、法人との間で正常な団体交渉を実現する意図があるのであれば、その具体的な方策を真摯に説明するように求める。

ｂ　確定していないとはいえ、総会決議不存在確認地裁判決の存在自体が、Ａ１委員長を執行委員長として法人に団体交渉の申入れをすることの正当性等に極めて重大な疑義を生ぜしめることは当然である、上記判決によれば、団体交渉の申入れや団体交渉におけるＡ１委員長やＡ４書記長の行為はいずれも無権代理になる可能性があると思われる、上記判決を前提とした合理的な説明を行うなどの方法により疑義を払しょくすることを要求する。

ウ　団体交渉申入れ（８回目）

㈠　４月10日、組合は、同日付けの申入書（８回目）を法人に送付した。この書面には、３月28日付けの申入書に対する法人の団体交渉の候補日時の回答がなかったために改めて申入れを行うことを加えた

ほかは、同申入書と同内容の記載があり、団体交渉の応諾の回答期限が４月19日正午までとされていた。

㈠　４月19日、法人は、同月10日付けの申入書に対する回答として、同月19日付けの「回答書」を組合に送付した。この書面には、直近のやり取りを加えたほかは、３月７日付けの「回答書」と同内容の記載があった。

エ　団体交渉申入れ（９回目）

㈠　４月22日、組合は、同日付けの申入書（９回目）を法人に送付した。この書面には、４月10日付けの申入書に対する法人の団体交渉の候補日時の回答がなかったために改めて申入れを行うことを加えたほかは、同申入書と同内容の記載があり、団体交渉の応諾の回答期限が４月30日正午までとされていた。

㈠　４月30日、法人は、同月22日付けの申入書に対する回答として、同月30日付けの「回答書」を組合に送付した。この書面には、直近のやり取りを加えたほかは、４月19日付けの「回答書」と同内容の記載があった。

オ　団体交渉申入れ（10回目から17回目まで）

４月30日から10月１日までの間、組合が前記ア㈠と同内容の申入書（10回目から17回目まで）を送付し、その都度法人が前記ウ㈠と同内容の「回答書」を返すといった書面のやり取りを繰り返し、その後も本件の最終調査期日（７年11月10日）までの間、団体交渉は行われていない。

８　組合の規約

⑴　組合の「Ｘ１組合規約」（平成26年９月13日改定のもの。以下「組合規約」という。）には、以下の定めがある。

「第12条（大会）

１　大会は組合の最高議決機関であって、少なくとも年一回定期に、または必要に応じて臨時に開催し、組合員の直接無記名投票で選出された代議員と執行委員によって構成する。大会の招集は執行委員会が行い、大会運営委員は執行委員会が任命する。代議員の選出は別にこれ

を定める。

２　（略）

第13条（執行委員会、会計監査、賞統制委員）

１　執行委員会は大会で選任された執行委員長、副執行委員長、書記長による本部三役と会計、執行委員で構成し、大会の決定にもとづく組合業務についての日常の決定、執行にあたる。

２　組合に会計監査委員と賞統制委員をおく。委員は、大会で選任する。」

「第17条（役員）

１　組合役員は、執行委員長、副執行委員長、書記長（以上三役）、書記次長、執行委員、会計、会計監査をもって構成し、大会において代議員の直接無記名投票によって選ぶ。任期は次期大会までとし、再任は妨げない。（後略）

２　（略）

第18条（職務）

役員の職務は、次のとおりとする。

⑴　執行委員長　組合を代表し、業務を統括する

⑵　副執行委員長　執行委員長を補佐し、執行委員長に事故あるときはその職務を代行する

⑶～⑼　（略）

第19条（会議の成立、議決）

組合の全ての会議は構成員の過半数の委任状を含む出席によって成立し、議決は出席者の過半数をもって行う。可否同数のときは議長が決定する。」

「第23条（その他規定）

本規約に基づき、別に以下の規定を定める。

⑴　選挙・大会規定

⑵　（略）」

⑵　組合規約第23条⑴に基づき定められた「Ｘ１組合選挙・大会規定」（以下「選挙大会規定」という。）には、以下の定めがある。

「第２条　組合員は、この規定の定めるところによって、選挙権、被選挙権を行使することができる。ただし、選挙告示以降の加入者、及び執行委員会、賞統制委員会により権利停止処分を受けている者はこれを認めない。

第３条　大会及び支部代表者会議を臨時に開催するときは次の基準による。

１　大会

⑴　（略）

⑵　組合員の３分の１以上の連署により理由を明らかにして請求があったとき

⑶　執行委員会が必要と認めたとき

２　（略）」

「第10条　大会代議員は、支部分会の組合員数により以下のとおりとし、各支部分会ごとに組合員の直接無記名投票により選出する。

（以下略）」

「第12条　選挙の管理と事務を処理するため選挙管理委員会を本部に設ける。選挙管理委員会は、本部の選挙の場合、執行委員会がこれを任命する。選挙管理委員会は、選挙に関する一切の権限と責任を有する。」

９　総会決議不存在確認判決

⑴　総会決議不存在確認地裁判決

令和６年２月28日、東京地裁は、総会決議不存在確認地裁判決を言い渡した。

総会決議不存在確認地裁判決は、平成28年に組合員となり、令和２年９月12日の総会決議で組合を除名された選定当事者原告Ｚ１が、組合を被告として、Ａ１委員長が執行委員長に初めて選任された平成27年の大会から令和５年の大会までの組合の総会決議について、いずれも瑕疵がある旨主張し、組合に対し、主位的に不存在であることの確認を、予備的に無効であることの確認を求めた事案について、平成27年９月19日から令和５年９月９日までに開催された組合の大会における、総会決議がいずれ

も不存在であることを確認するというものである。

なお、Ｚ１を選定当事者原告に選定した選定者は、Ｚ１及びＺ６であり、Ｚ６は、組合員であったが、３年９月11日の総会決議で組合を除名された者である。

総会決議不存在確認地裁判決では、要旨以下アからエまでのとおり判示している。

ア　平成30年９月８日の総会決議

組合の平成30年９月８日の第７回定期大会（第８回大会）においては、代議員の選任手続について選挙大会規定第10条に反し直接無記名投票を行わないという瑕疵があったということができ、各支部において、直接無記名投票と同視できる程度の民主的手続によって代議員が選任されたということもできない。その瑕疵は重大であり、もはや法的に総会決議と評価することはできず不存在というべきである。そうすると、組合の上記第７回定期大会（第８回大会）における総会決議（以下「30年総会決議」という。）は不存在である。

イ　令和元年６月23日から５年９月９日までの総会決議

30年総会決議は不存在であるから、30年総会決議において選任された役員によって構成される執行委員会は正当な執行委員会ではなく、その後に招集された大会は、法的には大会の招集権限を有する（組合規約第12条第１項）執行委員会ではないものが招集したものとして、組合員の全員が出席して開催された等の特段の事情がない限り、その大会において行われた決議は不存在と評価される。

上記特段の事情を認めるに足りる主張立証はないから、組合の元年６月23日の臨時大会（第９回大会）の総会決議は不存在であるとともに、同様の理由によって同年９月15日の第８回定期大会（第10回大会）から５年９月９日の第12回定期大会（第14回大会）までの総会決議も不存在である。

組合（被告）は、仮に30年総会決議が不存在であっても、その後の総会決議によって追認した旨主張するが、追認決議は、瑕疵のある決議を正当な権限を有する大会において改めて承認するものであり、当然適

法に招集された大会によって行う必要があるところ、上記のとおり、組合の第７回定期大会（第８回大会）後の大会は、正当な執行委員会が招集したものではなく、その総会決議も不存在となるから、30年総会決議が、その後の各総会決議によって有効に追認されたということはできない。

ウ　平成27年９月19日から29年９月16日までの総会決議

平成30年９月８日の組合の第７回定期大会（第８回大会）における代議員の選任状況は前記アのとおりであり、また、組合（被告）の代表者も、27年９月19日の第４回定期大会（第５回大会）から29年９月16日の第６回定期大会（第７回大会）までの大会において代議員の選任の際に直接無記名投票を行わなかったことを認めており、上記第７回定期大会（第８回大会）と同様の状況であったと推認できる。

したがって、27年９月19日から29年９月16日までの総会決議も30年総会決議と同様に、組合員の多数の意思を反映せずに選任された代議員によってされた点において重大な瑕疵があり、もはや法的に総会決議と評価することはできず不存在というべきである。

エ　以上によれば、組合の27年９月19日の第４回定期大会（第５回大会）から令和５年９月９日の第12回定期大会（第14回大会）までの10回の大会（定期大会９回、臨時大会１回）の総会決議はいずれも不存在である。

⑵　６年５月26日の臨時大会

ア　臨時大会の招集

６年４月25日、組合は、組合員計117名が書面で臨時大会開催の請求を行ったことを受け、各組合員に対し、郵便又は電子メールで、５月26日に組合の臨時大会（以下「６年５月26日臨時大会」という。）を招集すること及びその大会代議員選挙を行うことの案内を記載した書面を送付した。

なお、Ｚ１及びＺ６にこれらの書面が送付されたか否かは、本件において明らかではない。

イ　６年５月26日臨時大会

５月26日、組合は、６年５月26日臨時大会を開催した。この臨時大会において、「第１号議案」では、６年度役員の選出が行われ、執行委員長に立候補したＡ１委員長を含む役員立候補者全員を信任することについて決議がされた。また、「第２号議案」では、平成24年４月９日の組合設立以降の全ての大会、執行委員会における全ての決定を追認することについて決議がされた。

⑶　総会決議不存在確認高裁判決

組合は、前記⑴の総会決議不存在確認地裁判決を不服として、東京高裁に対して控訴したが、令和６年11月13日、東京高裁は、控訴を棄却する旨の総会決議不存在確認高裁判決を言い渡した。この判決では、控訴審における当事者の主張について、要旨以下アからウまでの判示がある。

ア　組合（控訴人）は、以前の役員の選任手続の瑕疵が連鎖したことにより本件各決議（平成27年９月19日から令和５年９月９日までの間に開催された組合の各大会において行われた、代表者である執行委員長その他の役員の選任決議のこと。以下同じ。）を無効とすることは、多数の組合員を救済してきた組合の活動を過去に遡って否定するものであり、上記組合員らの救済を阻害すると主張する。しかし、労働組合内部の組織運営に関する事項に瑕疵があることと当該組合が対外的にした行為の効力とは別異に解することも可能であり、瑕疵が連鎖したことにより本件各決議が不存在とされたからといって、直ちに組合員らの救済を阻害する結果が生じるともいえないから、上記の主張は理由がない。

イ　組合（控訴人）は、６年５月26日臨時大会において、本件各決議の瑕疵が治癒されたと主張するが、Ｚ１（被控訴人）は６年５月26日臨時大会における決議の存在及び効力を争うところ、適正な手続を欠いてされた本件各決議について、組合員全員がその追認を承諾し、あるいは、新たな代議員の直接無記名投票による選任を経た上で６年５月26日臨時大会が開催されて追認の決議が行われたなどの事実を認めるに足りる証拠はなく、６年５月26日臨時大会が開催され、そこで本件各決議を追認する旨の決議がされたことをもって、直ちに本件各決議の瑕疵が治癒されたものということはできないから、この点についての組合の主張

は理由がない。

ウ　Ｚ１（被控訴人）は、６年５月26日臨時大会の総会決議の不存在又は無効を確認する訴えを追加するとともに、同決議によっても過去に遡って本件各決議の瑕疵は治癒しないなどと主張した。

上記決議は総会決議不存在確認地裁判決の言渡し後にされたもので、原審ではその瑕疵について審理しておらず、控訴審においてこれを審理するとなれば、Ｚ１(被控訴人)やＺ６（選定者）に対する招集通知の有無などの決議に至る経緯等について、証人尋問を含む審理を新たに行う必要があると考えられる。以上によれば、Ｚ１（被控訴人）の訴えの追加的変更については、その審理により訴訟手続が著しく遅延することは明らかであるから、上記訴えの追加的変更を許さないこととする。

⑷　総会決議不存在確認判決の確定

組合は、総会決議不存在確認高裁判決を不服として、最高裁に対し、上告及び上告受理申立てをしたが、７年７月２日、最高裁は、上告棄却及び上告受理申立不受理の最高裁決定をし、総会決議不存在確認判決が確定した。

10　７年９月13日定期大会

⑴　平成27年度の執行委員会の開催

平成27年９月13日から令和５年９月９日までの総会決議がいずれも不存在であることを確認する総会決議不存在確認判決が確定したことを受け、組合は、不存在とされた総会決議より前の、平成26年９月13日に行われた第３回定期大会（第４回大会）で選出された27年度の執行委員による執行委員会（以下「27年度執行委員会」という。）を開催し、組合規約第12条に基づき、27年度執行委員会が大会の招集をすることにより、大会を開催することとした。

26年９月13日の第３回定期大会（第４回大会）で選出された27年度の執行委員は、執行委員長、副執行委員長、書記長、執行委員及び会計（書記長が兼務）の計８名であったが、この８名のうち６名は、その後組合を自ら脱退しており、令和７年７月14日時点で組合員であった者は、平成27年度に副執行委員長であったＡ５（以下「Ａ５」という。）と書記長

兼会計であったＡ１委員長の２名であった。

令和７年７月14日、組合は、平成27年度の執行委員として、当時の副執行委員長であるＡ５と、書記長兼会計であるＡ１委員長の２名の出席により、臨時の27年度執行委員会を開催した。この執行委員会において、27年度の執行委員長が既に組合を脱退しているため、副執行委員長のＡ５が代表代行となることを確認するとともに、27年９月19日から令和５年９月９日までの大会の総会決議がいずれも不存在であることを確認する総会決議不存在確認判決が確定したことを受け、７年９月13日14時から定期大会を招集すること、その招集状は27年度執行委員会と令和７年度の執行委員会との共同で送付することを決定した。

⑵　大会招集通知

７月22日、組合は、同月時点での組合員に対し、以下アからエまでの書面を送付し、７年９月13日定期大会の招集と代議員選挙の案内を行った。

ア　「第14回定期大会（第17回大会）のご案内」

この書面は、発信者（名義）が、27年度執行委員会の「代表代行副執行委員長　Ａ５」と令和７年度の執行委員会の「執行委員長　Ａ１」との連名であり、①７年９月13日定期大会を開催するので、念のため、総会決議不存在確認等請求事件の対象となる前の27年度執行委員会と現在の執行委員会との共同で招集する、②支部ごとの代議員の選出は直接無記名投票で行うので、代議員に立候補する方は、同封のはがき（後記エ）を返送されたい、③定期大会当日は、代議員以外の組合員も傍聴参加して発言することができ、その場で役員に立候補することもできる旨の記載がある。

イ　「Ｘ１組合第14回定期大会代議員立候補のご案内」

この書面には、７年９月13日定期大会開催に当たり、所属支部分会ごとに大会代議員を募る、立候補される方は同封のはがき（後記エ）に記入の上、返送されたい、定期大会までの予定は、８月７日が代議員立候補の締切り、８月８日頃に組合事務所から代議員選出の投票用紙を送付、８月28日が投票の締切りである旨の記載がある。

ウ　「Ｘ１組合第14回定期大会各支部の必要代議員数」

この書面には、７年９月13日定期大会に各支部で必要な代議員の支部ごとの人数が記載されている。

エ　「Ｘ１組合定期大会代議員立候補届」

組合宛ての代議員立候補届の郵便はがきである。

なお、組合は、７月28日にＺ６に対し、８月４日にＺ１に対し、それぞれ上記アからエまでの書面を送付して、７年９月13日定期大会の招集通知及び代議員選挙の案内を行い、また、Ｚ１については、発送が８月４日となったことを踏まえ、代議員立候補の期限を８月12日までとした。

⑶　大会代議員の選任、議題の設定

ア　上記⑵イの代議員立候補の案内を受け、組合の各支部分会の組合員計54名が、７年９月13日定期大会の代議員に立候補する意思を示した。

イ　８月７日、組合は、臨時の27年度執行委員会を開催し、７年９月13日定期大会の開催に当たり、大会運営委員及び選挙管理委員を選任するとともに、同大会に提案する議案を承認した。

ウ　８月28日までに、７年９月13日定期大会の開催に当たり、代議員選挙が組合員の直接無記名投票により行われた。投票は、組合の各支部分会での立候補者が代議員になることに反対する場合には「×」をつける（信任投票）方式で行われ、立候補者54名の全員が代議員に選任された。

エ　９月９日、組合は、臨時の27年度執行委員会を開催し、７年９月13日定期大会の追加の議案について、同大会に提案することを承認した。

⑷　７年９月13日定期大会

９月13日、組合は、７年９月13日定期大会を開催した。この大会に実際に出席した代議員は19名（１名は遅れて出席）で、委任状による出席代議員は29名であった。

組合規約第17条第１項により、組合役員は「大会において代議員の直接無記名投票によって選ぶ」とされているところ、７年９月13日定期大会における組合役員の選出に係る「第10号議案」では、役員立候補者11名について、７年９月13日定期大会の出席代議員による直接無記名投票

が行われ、出席代議員19名中、賛成19名、反対０名で役員立候補者11名の全員が信任され、執行委員長にはＡ１委員長が選任された。

なお、この定期大会において、「第３号議案」として、平成24年４月９日の組合設立以降の全ての大会における議決・決議・決定及び執行委員会における全ての決定を追認すること、特に総会決議不存在確認地裁判決で不存在であると確認された各総会決議を含む全ての議決・決議・決定を追認することについて、直接無記名投票が行われ、その結果は、出席代議員18名中、賛成17名、反対１名であった。

11　本件申立て及び本件審査手続

⑴　令和５年10月20日、組合は、当委員会に対し、申立人を組合、Ａ１委員長を組合の代表者（執行委員長）とする不当労働行為救済申立書を提出し、本件第４回団体交渉の途中で法人側出席者が退席したこと（前記６⑵）について本件不当労働行為救済申立てを行った。

⑵　組合は、本件における６年１月16日付けの第１準備書面で、法人が組合の文書による謝罪と誓約を条件として団体交渉再開に応じていないことに正当な理由はない旨の主張を追加し、５月７日付けの第２準備書面で、法人が本件第４回団体交渉後に団体交渉に応じていないこと（前記７）も不当労働行為に該当する旨の主張を追加した。

⑶　７年３月10日、本件の第７回調査期日において、組合及び法人は証人申請をしない旨を述べたため、当委員会は、本件については審問を経ないで命令を発することとした。

⑷　組合は、本件における10月１日付けの第７準備書面で、執行委員長の選任を代議員の直接無記名投票により行ったことなど７年９月13日定期大会に係る主張を行い、11月10日の本件の第10回調査期日において、Ａ１委員長は、７年９月13日定期大会で執行委員長として選任された現在の組合の代表者として、本件申立て及び本件審査手続における申立人としての全ての行為を、組合の行為として追認し、引き続き審査手続を進めていく旨の意思を表示した。

第３　判　断

１　本件申立てに係る組合の代表権など、却下を求める主張について

⑴　当事者の主張

ア　被申立人法人の主張

最高裁決定により、総会決議不存在確認判決が確定し、Ａ１委員長は組合の執行委員長ではなかった（そもそも執行委員長に選任されなかった）ことが確定したから、当然、本件申立ては、申立人である組合の「代表者」による申立てではなかったものとして不適法である。

また、組合規約第17条第１項により組合役員の「任期は次回大会まで」なので、組合の27年度執行委員会は存在せず、仮に存在するとしても27年度執行委員会は全８名で構成されるべきであるから、７年９月13日定期大会での決議は不存在となり、同大会での決議は無効である。

組合は、７年９月13日定期大会で、組合設立以降の全ての総会決議等を追認したとも主張するが、総会決議の瑕疵の連鎖を遮断するような特段の事情は存在しないし、そもそも不存在の決議の追認などできない。

さらに、総会決議不存在確認判決が確定したため、組合は、労働組合法第５条第２項第５号に反することとなるから、同法同条第１項の規定により、「この法律に規定する手続に参与する資格を有せず、かつ、この法律に規定する救済を与えられない」。したがって、本件申立ては、却下されるべきである。

イ　申立人組合の主張

組合は、７年９月13日定期大会を開催し、総会決議不存在確認判決において不存在とされた決議を含め、組合設立以降の全ての総会決議等を追認するとともに新たな役員を選出し、これにより、組合の執行委員長は、総会決議不存在とされた期間を含め現在までＡ１委員長であることが追認され、本件申立て及びその後の本件審査手続に係る組合の行為も追認されたのであるから、本件申立ては適法である。

⑵　当委員会の判断

ア　本件申立ては、令和５年10月20日、申立人を組合、Ａ１委員長を組合の代表者（執行委員長）とする不当労働行為救済申立書を当委員会に提出して行われたものである（第２．11⑴）ところ、６年２月28日、

平成27年９月19日から令和５年９月９日までの組合の執行委員長その他の組合役員の選任を含む組合の総会決議が不存在であることを確認する旨の総会決議不存在確認地裁判決が言い渡され（同９⑴）、その後、組合の控訴を棄却する総会決議不存在確認高裁判決（同９⑶）を経て、７年７月２日、組合の上告棄却及び上告受理申立てを受理しない旨の最高裁決定により、総会決議不存在確認判決は確定した（同９⑷）。

以上の事情を踏まえて、却下を求める法人の主張について、判断する。

イ　法人は、本件申立てが、組合の「代表者」による申立てではなかったものとして不適法であると主張する。確かに、労働組合の代表権を有しない者が当該労働組合を代表して不当労働行為救済申立てを行った場合には、却下事由に該当し得ると考えられる。

ウ　組合は、総会決議不存在確認判決が確定したことを前提として、前記アの総会決議が不存在とされた期間より前の、平成26年９月13日に開催された組合の大会で選任された当時の執行委員らにより構成される27年度執行委員会によって大会を招集することとし、27年度執行委員会を構成していた者のうち、それまでに組合を自ら脱退していた者を除く２名が、令和７年７月14日に、27年度執行委員会を開催し、７年９月13日定期大会を招集することを決定した（第２．10⑴）。

このことについて、法人は、組合規約第17条第１項により組合役員の「任期は次回大会まで」なので、組合の27年度執行委員会は存在しないと主張するが、総会決議不存在確認判決により、27年度執行委員会の後任の組合役員を選出した平成27年９月19日の第４回定期大会（第５回大会）での総会決議が不存在と確認され（第２．１⑴、同９）、この総会決議により選任されたＡ１委員長を執行委員長とする執行委員会には大会の招集権限がないとされる以上、後任の組合役員を有効に選出する大会が開催されるまで27年度執行委員会が存続しているとみることが相当である。また、法人は、仮に27年度執行委員会が存在するとしても、27年度執行委員会は全８名で構成されるべきであるから、７年９月13日定期大会での決議は不存在となるとも主張する。しかし、27年度執行委員会を構成していた８名のうち６名は組合を自ら脱退し

たのであるから、その６名を除く２名が、27年度執行委員会として会議を開催し、７年９月13日定期大会の招集を決めたことが、不適法であるということはできない。

エ　令和７年７月22日、27年度執行委員会は、「現在の執行委員会」と共同で、７年９月13日定期大会の招集を決定した令和７年７月時点で組合員とされる者（総会決議不存在確認等請求事件の原告Ｚ１及び選定者Ｚ６の２名を含む。）に対し、７年９月13日の定期大会の招集を通知するとともに、同大会開催に当たっての代議員選挙の立候補に係る案内を送付した（第２．10⑵）。それらを受け、組合員の直接無記名投票による代議員選挙が行われた（第２．10⑶アウ）。

９月13日、上記代議員選挙で選ばれた代議員の過半数が出席（委任状による出席を含む。）して７年９月13日定期大会が開催され、直接無記名投票による役員選挙が行われた結果、Ａ１委員長が組合の執行委員長に選任された（第２．10⑷）。

11月10日に開催された本件の第10回調査期日において、Ａ１委員長は、７年９月13日定期大会で執行委員長として選任された現在の組合の代表者として、本件申立て及び本件審査手続における申立人としての全ての行為を、組合の行為として追認し、引き続き審査手続を進めていく旨の意思を表示した。（第２．11⑷）。

オ　以上の事実を踏まえると、組合は、総会決議不存在確認判決が確定したことを前提として、決議が不存在とされた期間の直前の大会において選任された執行委員会を構成する者のうち、７年７月14日時点で組合員であった者によって執行委員会を開催し、組合規約に基づいて、７年９月13日定期大会の招集を決定した上で、同大会招集を決定した時点において組合員とされる者（総会決議不存在確認等請求事件の原告Ｚ１及び選定者Ｚ６の２名を含む。）に対して大会の招集を通知するとともに、代議員選挙への立候補を案内した上で、組合員の直接無記名投票による代議員選挙を行い、７年９月13日定期大会において、出席代議員の直接無記名投票を行って執行委員長を選出し、選出された執行委員長が、組合の代表者として、本件申立て及び本件審査手続における申立人

組合としての全ての行為を追認したのであるから、本件申立てが、労働組合の代表権を有しない者が当該労働組合を代表して救済申立てをした場合に当たるとは認められず、却下事由に該当するということはできない。

カ　法人は、不存在の決議を追認することはできないから、７年９月13日定期大会でこれまでの総会決議等が追認されたとは認められないとも主張する。しかし、上記オのとおり、７年９月13日定期大会において、組合の代表者である執行委員長が選出され、選出された執行委員長が、組合の代表者として、本件申立て及び本件審査手続における申立人組合としての全ての行為を追認した以上、本件申立てが、労働組合の代表権を有しない者が当該労働組合を代表して救済申立てをした場合に当たるとはいえないので、本件申立ては適法である。

キ　なお、法人は、総会決議不存在確認判決が確定したため、組合は、労働組合法第５条第２項第５号に反することとなるとも主張する。しかし、労働組合法第５条第２項の要件は、労働組合の規約に同法同条各号所定の規定を含むことであって、規約の運用については組合の責任に委ねられているところである。そして、労働組合法第５条第２項第５号所定の「単位労働組合にあつては、その役員は、組合員の直接無記名投票により選挙されること、及び連合団体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合にあつては、その役員は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票により選挙されること。」との規定は、組合規約第17条第１項、同第23条⑴及び選挙大会規定第10条（第２．８⑴⑵）に含まれているといえる。そうすると、組合における代議員の選任手続について選挙大会規定第10条に反し直接無記名投票を行わないという瑕疵があった（第２．９⑴ア）とする総会決議不存在確認判決が確定しても、そのことにより、組合が、直ちに労働組合法第５条第２項の要件を満たさなくなったということはできないので、法人の上記主張は、採用することができない。

ク　以上のとおり、却下を求める法人の主張は、いずれも採用することができず、本件申立ては適法である。

２　本件第４回団体交渉において、法人側出席者が途中退席したことは、法人による正当な理由のない団体交渉拒否又は組合の運営に対する支配介入に該当するか否か（争点１）

⑴　申立人組合の主張

ア　本件第４回団体交渉は２時間の予定で開催されており、Ａ３に対するパワーハラスメント等を議題としていた。そして、開始から約30分が経過した時点では、議題に関する議論が半ばの状況であった。法人が団体交渉の途中で一方的に退席した行為は、団体交渉の議論を一方的に打ち切るものであり、正当な理由のない団体交渉の拒否に該当する。

イ　法人側出席者が退席する直前に、組合側と法人側との発言の応酬が生じていたが、それ自体によって団体交渉の継続が困難になるようなものではなかった。特に、話題となっていたのは、Ｂ４弁護士が組合側の発言を「曲解」したか否か、というものであり、団体交渉事項それ自体に関する話題ではなかったのであるから、一旦別の話題に移るなどすれば、団体交渉を継続することは十分に可能であった。

ウ　組合側が「黙りなさい。」などの発言をしたのは事実であるが、これは、Ｂ４弁護士が組合員の発言を遮ったり、組合側を挑発したり、発言に介入したりしたことに対応した発言である。そして、Ａ１委員長が、先ほどのＢ４弁護士の発言は「曲解」である旨を発言してから同弁護士が団体交渉打切りを示唆する発言をするまで、僅か30秒程度しか経っていない。「曲解」ではないかと指摘すること自体は、論評の範囲に属するものであり、議論において、特定の発言が「曲解」や「誤導」であるかどうかの応酬が生じることは、不合理なことではないし、それにより団体交渉の進行が不可能になるものでもない。しかし、法人側は、別の話題や切り口で議論を続けるなどして団体交渉を継続することを検討することもせず、退席した。

エ　予定されていた団体交渉の残り時間からみても、組合側と法人側との間で言い合いが生じた経緯からみても、そして、組合と法人との間で従前10回以上にわたり団体交渉が行われてきた経緯からみても、本件第４回団体交渉において、交渉の継続が困難になる事態が生じていたとは

到底いえない。

オ　したがって、本件第４回団体交渉における法人側出席者らの途中退席には正当な理由がない。

カ　また、法人側出席者らの途中退席は、現に団体交渉に参加している組合員の眼前で行われ、組合員に対し、団体交渉による労働条件の維持向上が望めないという考えを意識させ、組合への信頼や組合活動に動揺を与えるものであるから、組合の運営に対する支配介入に当たる。

⑵　被申立人法人の主張

ア　法人側出席者が本件第４回団体交渉を途中で退席したのは、Ａ１委員長らが、大声で一方的に自分達の発言をひたすら言い続けることにより法人側出席者の発言を著しく妨害する言動を行うとともに、法人側出席者の発言を一方的に「曲解」と決めつけて話を聞こうともしない態度をとることにより、正常な議論が成立しないことが明白だったからである。

よって、法人側出席者が本件第４回団体交渉を途中で退席したことに「正当な理由」があることは明らかである。

イ　法人側出席者が本件第４回団体交渉を途中で退席したのは、「曲解」を巡るやり取りのみではなく、それ以前に、Ａ１委員長らが、法人側の認識に基づく主張を一方的に否定し、法人の主張を一方的に不適切であると決めつけたほか、法人側出席者の発言を一方的かつ不当に制止又は制限したことなどを含む、組合側の言動や態度全体への対応である。

ウ　Ａ１委員長らの言動は、法人側の認識に基づく主張を全く認めず、連続して怒鳴り続けるなどの行為により、Ｂ４弁護士らが発言し、反論すること自体を封殺したものであって、法人が交渉すること自体を否定するものである。

エ　本件第４回団体交渉においてＢ４弁護士は、早い段階から、再三、労使の立場の違いを認め、相手の主張（前提）を尊重した上で議論するよう求めていたが、組合側は、その後も言動や態度を改めることがなく、Ｂ４弁護士が警告しても、同様の態度をとり続けたため、法人は、当日は正常な団体交渉の成立は無理であると判断した。

オ　これまで、組合と法人との団体交渉において、組合が議論を正面から

否定する態度をとったことはなかったので、法人は、団体交渉の途中で退席するまでには至らなかったにすぎない。仮に、これまで法人が組合の不誠実な態度や姿勢などを我慢して交渉を続けたことがあったとしても、法人が許容し続けなければならないわけではないことは当然である。

カ　支配介入について、組合は、抽象的に主張するだけであり、本件において、組合の結成や運営にいかなる動揺や弱体化の影響が生じたのか、実際に脱退が起こったのかなど、何ら具体的に主張していない。実際、支部の組合員数には何ら変化がなく、また、本件第４回団体交渉後でも、組合は法人に対し、継続的に団体交渉を申し入れていて、組合の団体交渉機能は何ら阻害されていない。

⑶　当委員会の判断

ア　本件第４回団体交渉で予定されていた議題は、「Ａ３のハラスメント被害について」及び「インフレ手当について」であった（第２．６⑴）が、実際のやり取りでは、Ａ３に対するハラスメント問題に関わることとして、念書問題について議論し（同６⑵ア）、その後、教員補充の方針に話題が移った（同６⑵イ）。

イ　念書問題について、法人代理人のＢ４弁護士が、ヒアリング結果に基づいて法人の認識を述べた（第２．６⑵ア㋐）ところ、Ａ３が、Ｂ４弁護士の話は、誇張されていて、「二次被害的な表現」であり、聞いていてちょっとつらいと述べ、これに対してＢ４弁護士が発言しようとすると、Ａ１委員長は、「ちょっと黙っててください。今（Ａ３が）しゃべってます。」と言い、Ａ４書記長は、「Ｂ４さん、オンラインの人が話してるんだから。聞こえなくなるから。」、「（Ａ３は妊娠中で）体調も良くないんだから、あなた考えなさい。」などと述べて、Ｂ４弁護士に発言しないように求めた（同㋑）。この時点では、組合は、Ａ３が妊娠中で体調に不安がある中、同人がオンラインで発言しているので、その発言の途中で法人側が発言をしないよう求めたものであり、言葉遣いはともかく、組合がＢ４弁護士の発言を止めようとしたのは無理からぬことであるといえる。

しかし、その後、Ｂ４弁護士が、「体調良くないんなら、団交しなき

ゃいいじゃない。」、「それ（妊娠中で体調が良くないこと）を武器にしないでください。」などと述べたのに対し、Ａ１委員長及びＡ４書記長は、「黙れ。一回黙れ。」、「いい加減にしろ。」、「うるさい黙れ。」、「黙りなさい。」と繰り返し述べ、Ｂ４弁護士も言い返し、双方がほぼ同時に言い合う状況でのやり取りが続いた（第２．６⑵ア㈠）。これらの組合の発言は、Ａ３の発言を遮らせないよう求めるものであり、また、体調に不安がある同人へのＢ４弁護士による配慮を欠く発言から組合員を守ろうとする意図もあったと思われるが、そうであっても、「黙れ。一回黙れ。」、「いい加減にしろ。」、「うるさい黙れ。」、「黙りなさい。」などと繰り返した発言は、威圧的かつ不穏当であり、相手に発言をさせないという点で、団体交渉における対応としては不相当なものであったといわざるを得ない。

ウ　教員補充について、Ａ４書記長が、そもそも教員補充は、Ａ３の負担を減らすため、安全配慮義務を果たすために行うものだった旨を述べると、Ｂ４弁護士及びＢ３人事部長は、前提が違う、補充者２名ともＡ３のための補充という言い方はしていないと述べ、Ａ４書記長は、最後まで言わせてほしい、法人は反論する前に私の言うことを最後まで聞くべきだなどと述べ、意見を述べようとするＢ４弁護士と、Ａ４書記長の説明を最後まで聞くよう求める組合の双方が、ほぼ同時に言い合うやり取りがしばらく続いた（第２．６⑵イ㈠）。その後、Ｂ４弁護士は発言をやめ、Ａ１委員長は、Ａ４書記長に最後まで説明するよう促し、Ａ４書記長は、一通り最後まで説明を行った（第２．６⑵イ㈠）。

しかし、Ｂ４弁護士が、Ａ４書記長の話が終わったことを確認し、発言しようとしたところ、Ａ１委員長は、「あなたが、先ほど発言したのは曲解なので、曲解に基づいて話の続きをするのは、もうやめてください。」と述べ、Ｂ４弁護士が、「曲解ではありません。」などと述べて発言を続けようとしたが、Ａ１委員長は、「いえ、曲解です。曲解です。」、「曲解を続けるのはやめてください。」などと述べ、Ｂ４弁護士が、「私が話してるんだから、黙ってくださいよ。」と述べたところ、Ａ４書記長が「うるさい。」と述べ、Ｂ４弁護士は「もう、団交やって

も意味がないですね。これだったら。」と述べた（第２．６⑵イ㈠）。その後も、「曲解」を巡って、双方がほぼ同時に言い合う状況が続き（第２．６⑵イ㈠）、Ｂ４弁護士は、「もうだめですよ。団交しても意味がない。帰りましょう。」、「人の話を全部、曲解と決めつけて話をしないんだったら、団交なんてできません。厳重に抗議します。」などと述べ、法人側出席者は、全員退席した（同㈢）。

エ　上記ウからすると、教員補充に係るＡ４書記長の説明を巡り、一時は、意見を述べようとするＢ４弁護士と、Ａ４書記長の説明を最後まで聞くよう求める組合との双方が、ほぼ同時に言い合う喧噪状態となったものの、一旦、Ｂ４弁護士は発言をやめ、Ａ４書記長が、一通り最後まで説明を行うことができたことが認められるが、その後、Ｂ４弁護士が、Ａ４書記長の話が終わったことを確認した上で、発言しようとしたことに対し、Ａ１委員長は、Ｂ４弁護士の発言を聞かずに、「曲解に基づいて話の続きをするのは、もうやめてください。」、「曲解です。曲解です。」などと述べ、Ｂ４弁護士に発言させなかったとみることができる。Ａ４書記長も、「私が話してるんだから、」と述べるＢ４弁護士に対し、「うるさい。」と発言を封じるような言葉を述べている。そして、再度双方がほぼ同時に言い合う喧噪状態となり、結局、Ｂ４弁護士は、Ａ４書記長の説明に対する法人としての見解を述べることはできなかった。団体交渉において、このように発言することを阻止され、自らの見解を述べることができないのであれば、法人代理人であるＢ４弁護士において、これでは団体交渉を続けられないと考えたのも無理からぬところである。

組合は、Ｂ４弁護士の発言が「曲解」であることを指摘しただけであるとも主張するが、Ａ１委員長は、Ｂ４弁護士の発言のどの部分が「曲解」であるのかを具体的に示すことなどはせず、Ｂ４弁護士の話を聞かずに、「曲解」に基づく発言をしないよう繰り返し述べていたのであるから、「曲解」かどうかについて指摘したり議論したりする姿勢ではなく、Ｂ４弁護士の発言自体を一方的に封じようとしたというほかない。

オ　組合は、Ｂ４弁護士が組合側の発言を「曲解」したか否かは団体交渉事項に関する話題ではなかったのであるから、一旦別の話題に移るなど

すれば、団体交渉を継続することは十分に可能であったとも主張する。しかし、組合側が話題に挙げた教員補充の件について、法人は、Ａ４書記長の説明を最後まで聞いた上で、自らの見解を述べようとしていたところ、組合から、「曲解」に基づいて話をしないよう繰り返され、再度双方がほぼ同時に言い合う喧噪状態となり、法人が、教員補充に係る見解を述べられなくなっていたのであるから、このような状況において、法人側から別の話題を切り出すのは、事実上困難であったといわざるを得ない。加えて、組合の側も、「曲解」と述べることを繰り返し、Ｂ４弁護士の発言を封じるばかりで、別の話題に移して交渉を継続させようとする姿勢を見せていなかったことも考慮すれば、組合の上記主張は、採用することができない。

カ　以上のとおり、教員補充に係るＡ４書記長の説明を最後まで聞いた上で、法人がそれに対する見解を述べようとしたところ、組合が、「曲解」に基づく話をしないよう繰り返し述べ、再度双方がほぼ同時に言い合う喧噪状態となり、法人が、教員補充に係る見解を述べることができない状態となっていたのであるから、法人において、自らの見解を述べることができないのであれば、団体交渉を続けられないと考えたのも無理からぬところであり、前記イのとおり、念書問題の議題の交渉時にも、組合側が「黙れ。」、「いい加減にしろ。」などの威圧的かつ不穏当な発言を繰り返し、法人側に発言をさせないという不相当な対応をしていたことも考慮すれば、法人が、上記のように喧噪状態となって自らの見解を述べることができない状況下で、団体交渉の継続が困難であるとして退席したのは、やむを得ないことであったといわざるを得ない。

したがって、本件第４回団体交渉において、法人側出席者が途中退席したことは、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるとまではいえないし、組合の運営に対する支配介入にも当たらない。

３　法人が、組合からの５年10月27日以降の各団体交渉申入れに対して応じていないことは、正当な理由のない団体交渉拒否又は組合の運営に対する支配介入に当たるか否か（争点２）

⑴　申立人組合の主張

ア　５年10月27日以降、組合が団体交渉を申し入れ、日程調整を求めているのに対し、法人は、「団体交渉の再開に先立ち、貴組合に対し、前回団体交渉における言動・態度を反省し、当法人宛に文書で謝罪すること及び今後、そのような言動・態度を改めることを文書にて誓約することを求めている」などとして、日程調整に応じていない。法人の対応は、組合による文書での謝罪や誓約がない限り団体交渉には応じられないというものであり、団体交渉の開催に条件を付して、それが満たされなければ団体交渉に応じられない旨を回答するものであって、団体交渉の拒否に該当する。

イ　また、法人が団体交渉を拒否していることで、組合は、Ａ３に対するハラスメント問題やインフレ手当などについての交渉が全くできない状況に陥った。Ａ３は、既に産休及び育休から復帰したが、組合と法人との間で半年以上団体交渉ができない状態が続いたことで、安全配慮などについての協議が全く進展しないまま勤務している。これは、組合員をして、組合に対する無力感を抱かしめ、組合の運営に動揺を与え、組合弱体化等の影響を及ぼすものであるから、組合の運営に対する支配介入にも該当する。

ウ　なお、組合は、新たな代議員の直接無記名投票による選任を経た上で、６年５月26日臨時大会を開催し、同大会でＡ１委員長が執行委員長に選任されているから、団体交渉申入れを権限のない者が行ったとの疑義はなく、法人による団体交渉拒否には正当な理由がない。そして、７年９月13日定期大会が、27年度執行委員会により有効に招集され、代議員を直接無記名投票により選出し、委任状による出席を含め代議員総数の過半数を超える代議員が大会に出席して大会は成立し、大会において現在の役員の選出も行い、代表者となるＡ１委員長が選出されている。

⑵　被申立人法人の主張

ア　法人は、組合との団体交渉を拒んでなどいない。法人は、本件第４回団体交渉におけるＡ１委員長、Ａ４書記長らの言動や態度に抗議して同団体交渉を途中で退席した上で、組合に対し、そのような言動や態度について厳重に抗議するとともに、団体交渉の再開に先立ち、上記言動や

態度を反省し、今後改めることを何らかの方法で担保することを求めているにすぎない。

イ　法人は、今後の団体交渉についてどう対応すべきかを判断するに当たり、必要と考える事項を組合に問い掛けているだけであり、今後団体交渉に応ずるか否かについては、いまだオープンな態度をとっている。この問い掛けに対し、組合は何ら回答をしていないのであるから、法人が団体交渉の開催条件を付したことはないし、組合の同意が得られないことを知りながら、同意を求め続けたと評価されるような事実もない。

ウ　法人は、本件第４回団体交渉後、書面のやり取りなどにより可能な範囲で議論を進めようとしているにもかかわらず、むしろ組合が不誠実な姿勢に終始して団体交渉を拒否していると評価すべきである。

エ　総会決議不存在確認地裁判決の内容は、明らかに、組合がＡ１委員長を執行委員長として団体交渉を申し入れること及び本件不当労働行為救済申立てを行うことの是非（正当性）等について重大な疑義を生じさせるものである。このことにつき、法人は、組合に対して文書で合理的な説明をするように求めたが、組合は、法人に対して「控訴審に係属中であり、判決は確定しておらず、同判決をもって団体交渉拒否の理由とすることはできません。」と回答したにとどまり、法人からの指摘に何ら回答していない。

⑶　当委員会の判断

ア　本件第４回団体交渉の翌日の５年10月20日、法人は、組合に対し、組合の言動や態度についての反省、文書による謝罪及び誓約を求め、今後組合が言動等を改めるのであれば、団体交渉の再開に応ずる用意があると伝えた（第２．７⑴）。しかし、その後、10月27日、12月28日、６年１月22日、２月20日及び２月29日に、組合が、本件第４回団体交渉での議題に団体交渉ルール等を加えた９項目の議題について改めて団体交渉を申し入れたこと（第２．７⑵ア㋐イ㋐ウ㋐エ㋐オ㋐）に対し、法人は、５年11月２日、６年１月11日、１月29日、２月28日及び３月７日に、必ずしも文書での謝罪及び誓約のみに拘泥しないが、組合が言動や態度を改めることを何らかの方法で担保することを求め、その回答

を確認してから団体交渉の再開に応ずるか否かを法人が回答する、団体交渉ルールの交渉をする用意はあるが、特に、一方的に自分達の発言をひたすら言い続けることにより相手方出席者の発言を妨害しないこと及び相手方の発言を一方的に「曲解」と決めつけて話を聞こうともしないような言動を行わないことを求める、などの回答を繰り返した（同７⑵ア㈠イ㈠ウ㈠エ㈠オ㈠）。

３月１日にＡ３が育休から復帰した（第２．３⑴）後、組合が、３月７日から10月１日までの間に「建設的、冷静に団体交渉を行うことを前提に」することを加えて、上記各申入れと同内容の団体交渉申入れを12回行っても（同７⑶ア㈠イ㈠ウ㈠エ㈠オ）、法人は、「建設的、冷静に」との前提は抽象的なので、具体的に何をどうして、どのように担保するのかなどを文書で説明するよう求めた上で、上記各回答書と同旨の回答を繰り返し、結局、団体交渉は行われていない（同７⑶ア㈠イ㈠ウ㈠エ㈠オ）。

イ　法人は、組合との団体交渉を拒んでおらず、団体交渉の再開に先立ち、本件第４回団体交渉における言動や態度を組合が反省し、今後改めることを何らかの方法で担保することを求めているにすぎない、法人からの問い掛けに組合は何ら回答をしていないのであるから、法人が団体交渉の開催条件を付したことはない、むしろ組合が不誠実な姿勢に終始して団体交渉を拒否していると評価すべきであると主張する。

しかし、上記アのとおり、法人は、組合に具体的な回答を求め、その回答を確認してから団体交渉の再開に応ずるか否かを法人が回答すると繰り返し、組合の再三の団体交渉申入れに全く応じていないのであるから、法人の対応は、団体交渉の開催に一方的に条件を付け、その条件を満たすことになったと法人が判断しない限り、組合との団体交渉に応じないというものであるといわざるを得ない。

そして、前記２⑶で判断したとおり、本件第４回団体交渉において組合による不相当な対応があり、法人が、団体交渉の継続が困難であるとして退席したのは、やむを得ないことであったと認められるものの、それは、「曲解」を巡るやり取りが紛糾し、喧噪状態となり、法人が自ら

の見解を述べることができない状況であったため、本件第４回団体交渉をそのまま継続することは困難であったというにとどまり、組合が、本件第４回団体交渉における言動や態度を反省し、今後改めることを何らかの方法で担保しない限り、今後一切の団体交渉の開催が危ぶまれるような事態に陥っていたとまでいうことはできない。

従前、組合と法人との労使関係では、法人の教員らがＡ２支部を結成し、支部組合員の労働条件について、複数の議題で10回を超える団体交渉を重ねてきた実績があり（第２．２、同３⑵、同５）、また、組合の５年10月27日以降の各団体交渉申入れでは、団体交渉ルールも議題として求められていたのであるから、法人は、団体交渉に応じた上で、団体交渉ルールに係る交渉において、組合に本件第４回団体交渉における言動や態度を改めるための担保を求めることもできたものというべきであり、組合に対し、言動や態度を反省し、今後改めることを担保する方法について提案することを団体交渉の開催条件として求め、それに固執する対応をしたこと、すなわち、その組合からの提案がなければ団体交渉の開催に一切応じないという法人の対応に必要性及び合理性は認められない。

したがって、組合に対し、本件第４回団体交渉における言動や態度を組合が反省し、今後改めることを担保する方法について提案することという団体交渉開催の条件を一方的に付し、組合がその条件を満たしていないことを理由に、組合の10月27日以降の各団体交渉申入れに一切応じていない法人の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否に該当する。

そして、法人の上記対応により、組合は、法人との団体交渉を全く実施できない状態が長期間続き、団体交渉事項の一つであるＡ３に関する事項については、６年３月１日の同人の育休からの復帰に際しても、同日の職場復帰以降においても、団体交渉を行うことができず、組合活動が阻害されているのであるから、法人の上記対応は、組合の運営に対する支配介入にも該当する。

ウ　なお、法人は、総会決議不存在確認地裁判決により、組合がＡ１委員長を執行委員長として団体交渉を申し入れることについて重大な疑義が

生じたため、文書で合理的な説明をするように求めたが、組合は何ら回答していないとも主張する。

確かに、法人は、３月25日付けの「回答書」により、組合に上記の説明を求めており（第２．７⑶ア㈠ｂ）、組合は、総会決議不存在確認地裁判決は控訴審に係属中で確定していないと回答したが（同イ㈦）、法人は、総会決議不存在確認地裁判決を前提とした組合の代表者の代表権に係る疑義を払しょくすることを要求し（同イ㈠ｂ）、以降も同じやり取りが繰り返されている（同ウエオ）。

総会決議不存在確認地裁判決において、代議員の選任手続について選挙大会規定第10条に反し直接無記名投票を行わないという瑕疵があった（第２．９⑴ア）とか、30年総会決議において選任された役員によって構成される執行委員会は正当な執行委員会ではない（同イ）などと判示されたことからすれば、法人が、総会決議不存在確認地裁判決を見た上で、組合の代表者の代表権に係る疑義を有するようになったことは不自然ではない。しかし、上記イのとおり、従前、組合と法人との労使関係では、法人の教員らがＡ２支部を結成し、支部組合員の労働条件について、複数の議題で10回を超える団体交渉を重ねてきた実績があり（第２．２、同３⑵、同５）、その間、組合は、Ａ１委員長を執行委員長として法人に団体交渉を申し入れてきた（同２⑴）という事情もあるのであるから、まずは、団体交渉に応じた上で、上記イで挙げたような団体交渉ルールに係る交渉と同様に、組合に対してその代表者の代表権に関する説明を求めることができたものというべきである。

また、本件第４回団体交渉における法人側出席者の退席という事情を超えて、上記イのとおり、本件第４回団体交渉における言動や態度を組合が反省し、今後改めることを担保する方法について提案することという団体交渉開催の条件を一方的に付し、組合がその条件を満たしていないことを理由に、組合の５年10月27日以降の各団体交渉申入れに一切応じていない法人の対応が、正当な理由のない団体交渉拒否に該当すると認められるところ、法人は、その途中から総会決議不存在確認地裁判決による、組合の代表者の代表権に係る疑義の解消を組合に対して加え

て求めた（第２．７⑶ア㈠ｂ）にすぎず、組合が回答しているとおり（同イ㈠）、当時は総会決議不存在確認地裁判決が控訴審に係属中で未確定であったことからすると、このことをもって法人が団体交渉を拒否する正当な理由とすることはできないというべきである。

よって、本件において、法人が、総会決議不存在確認地裁判決によって組合の代表者の代表権に係る疑義が生じたとして、途中からそうした疑義を団体交渉に応じない理由に付け加えたことをもってしても、団体交渉を拒否することに正当な理由があったということはできず、法人の上記主張は、上記イの判断を左右しない。

４　救済方法について

組合は、新聞への謝罪広告の掲載も求めている（第１．２⑶）が、本件の救済方法としては、主文第１項及び第２項の内容をもって相当であると考える。

第４　法律上の根拠

以上の次第であるから、法人が、組合からの令和５年10月27日以降の各団体交渉申入れに対して応じていないことは、労働組合法第７条第２号及び第３号に該当するが、本件第４回団体交渉において、法人側出席者が途中退席したことは、同法同条に該当しない。

よって、労働組合法第27条の12及び労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

令和８年５月12日

東京都労働委員会

会　長　　團　藤　丈　士